

令和6年第1回定例会

議 案

令和6年3月29日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和6年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和6年3月29日

開会午前10時30分

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 管理者報告
- 日程第 6 議案第 1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第 2号 常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会条例について
- 日程第 8 議案第 3号 常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4号 常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 5号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第11 議案第 6号 令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について
- 日程第12 議案第 7号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議員提出議案 第 1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則の一部を改正する規則について

選挙第 1号

常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条及び第292条の規定により、常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長を次のとおり選挙するものとする。

令和6年3月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合議会

記

常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長 豊島 葵 議員

議案第 1号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年常総地方広域市町村圏事務組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第3条第1項中「及び期末手当並びに」を「、期末手当、勤勉手当及び」に改める。

第10条を次のように改める。

(期末手当及び勤勉手当)

第10条 会計年度任用職員(組合規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)には、本条の定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(組合規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

3 6月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、前項の6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員とみなす。

4 期末手当の額は、報酬月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合は、組合規則で定める方法により月額に換算した額。以下この条において同じ。)に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

5 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第20条から第20条の3までの規定の例による。

6 勤勉手当は、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準

日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。

7 勤勉手当の額は、報酬月額に組合規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

8 前項の勤勉手当の総額は、会計年度任用職員ごとの基準日現在の報酬月額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

9 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第20条の2及び第20条の3の規定の例による。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年常総地方広域市町村圏事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部改正)

第3条 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例(昭和51年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年常総地方広域市町村圏事務組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「法第243条の2の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行								
<p>【題名】 常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関する条例 (報酬等)</p> <p>第3条 会計年度任用職員には、報酬、<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償を支給する。 <u>(期末手当及び勤勉手当)</u></p> <p>第10条 会計年度任用職員(組合規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)には、本条の定めるところにより、<u>期末手当及び勤勉手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>期末手当及び勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の組合規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(組合規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</u></p> <p>3 <u>6月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、前項の6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p>4 <u>期末手当の額は、報酬月額(日額又は時間</u></p>	<p>【題名】 常総地方広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び費用弁償に関する条例 (報酬等)</p> <p>第3条 会計年度任用職員には、報酬及び<u>期末手当並びに_____費用弁償</u>を支給する。 <u>(期末手当)</u></p> <p>第10条 会計年度任用職員(組合規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)には、本条の定めるところにより、<u>期末手当を支給する。</u></p> <p>(1) <u>期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の組合規則で定める日に支給する。</u></p> <p>(2) <u>期末手当の額は、報酬月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合は、組合規則で定める方法により月額に換算した額)に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6箇月</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の100</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5箇月以上</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100分の80</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6箇月未満</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	<u>6箇月</u>	<u>100分の100</u>	<u>5箇月以上</u>	<u>100分の80</u>	<u>6箇月未満</u>	
在職期間	割合								
<u>6箇月</u>	<u>100分の100</u>								
<u>5箇月以上</u>	<u>100分の80</u>								
<u>6箇月未満</u>									

額によって報酬を支給する場合は、組合規則で定める方法により月額に換算した額。以下この条において同じ。)に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前の6箇月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上 6箇月未満	100分の80
3箇月以上 5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

5 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第20条から第20条の3までの規定の例による。

6 勤勉手当は、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。

7 勤勉手当の額は、報酬月額に組合規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

8 前項の勤勉手当の総額は、会計年度任用職員ごとの基準日現在の報酬月額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

9 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第20条の2及び第20条の3の規定の例による。

3箇月以上 5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

2 前項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第20条から第20条の3までの規定の例による。

常総地方広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

(第2条関係)

改正案	現行
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年条例第2号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(組合規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <p>_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として組合規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年条例第2号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(組合規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法_____第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として組合規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例 新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p>	<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p>

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、管理者若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 管理者等の組合に対する損害を賠償する責任は、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、管理者若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」という。）の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 管理者等の組合に対する損害を賠償する責任は、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p>

提 案 理 由

議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例について

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する必要な措置を講ずるため関係する条例を整備するものです。

また、法の改正により引用条項に変更が生じることから、併せて所要の整理を行うものです。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第 2号

常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会条例について

常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会条例

(設置)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の一般廃棄物処理施設の整備に係る構想を策定するため、常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、一般廃棄物処理施設の整備に係る内容を検討し、基本構想をとりまとめ、常総地方広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は、16名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱するものとする。ただし、関係市において副市長が欠けている場合、担当部長とする。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 有識者 | 3名 |
| (2) 常総環境センター検討委員会委員 | 9名以内 |
| (3) 関係市の副市長 | 4名 |

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する目的が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第6条 委員会に、作業部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、管理者が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は原則公開とする。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。

(会議録)

第9条 委員長は、会議録を作成し、会議に出席した2名の委員とともに、これに署名する。

2 署名の委員は、委員長が指名するものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、組合内に置くものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

議案第 2号 常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会条例について

常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想の策定にあたり、有識者、常総環境センター検討委員会委員、関係市副市長により組織する常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会を設置する条例を制定するものです。

この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第 3号

常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第1号)の一部を別紙のとおり改
正する。

令和6年3月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第1号）の一部を次のとおり改正する。

第1条に次の1号を加える。

(12) 常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会の委員

第6条第1項中「第11号」を「第12号」に改める。

別表第4に次のように加える。

常総環境センター廃棄物処理施設 整備等基本構想策定委員会の委員	有識者	日額13,000円	〃
	有識者以外の委員	日額5,000円	〃

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案		現行			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会の委員</u> (委員等の報酬)</p> <p>第6条 第1条第5号から第12号に掲げるもの（以下「委員等」という。）の報酬は、別表第4に掲げる額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第4</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2の規定に基づき、次の各号に掲げる特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(委員等の報酬)</p> <p>第6条 第1条第5号から第11号に掲げるもの（以下「委員等」という。）の報酬は、別表第4に掲げる額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第4</p>			
職名	報酬額	旅費の額 (相当する職)	職名	報酬額	旅費の額 (相当する職)
常総環境センター検討委員会の委員	委員長	日額5,000円	管理者		
	副委員長	日額5,000円	〃		
	委員	日額5,000円	〃		
常総広域障害者支援施設入所判定委員会の入所判定専門委員	入所判定専門委員	日額10,000円	〃		
行政不服審査会の委員	委員	日額7,000円	〃		
情報公開・個人情報保護審査会の委員	委員	日額7,000円	〃		
公の施設指定	委員	日額7,000円	〃		

管理者選定委員会の委員				管理者選定委員会の委員			
常総環境センター最終処分場検討会の委員	委員	日額13,000円	〃	常総環境センター最終処分場検討会の委員	委員	日額13,000円	〃
産業医		月額30,000円	〃	産業医		月額30,000円	〃
常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会	有識者	日額13,000円	〃				
	有識者	日額5,000円	〃				
	以外の委員						

提 案 理 由

議案第 3号 常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会の設置にあたり、委員の報酬及び費用弁償を支給するため、常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものです。報酬は、有識者が月額1万3千円、その他の委員が月額5千円とし、費用弁償は他の委員同様に管理者に相当する額とするもので、この条例は公布の日から施行するものです。

議案第 4 号

常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例（昭和 52 年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 18 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 2 9 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表(2)の部中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案

別表

標準事務	手数料を徴収する事務	区分	金額	
(1) (略)				
(2) 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	製造所 (略)		
		貯蔵所 (略)		
		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,450,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,920,000円
		危険物の貯蔵最	2,360,000円	

					大数量が5万キロリットル以上 10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
					危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上 20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	<u>2,740,000円</u>
					危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上 30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	<u>5,640,000円</u>
					危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上 40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	<u>7,240,000円</u>
					危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特	<u>8,790,000円</u>

				定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
				屋内タンク貯蔵所から屋外貯蔵所	(略)
			取扱所		(略)
(3)から(8) (略)					

現行							
別表							
標準事務	手数料を徴収する事務	区分			金額		
(1) (略)							
(2)	法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に対する審査	製造所 (略)				
			貯蔵所	(略)			
				浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,180,000円	
					危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,410,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キ	1,590,000円				

					ロリットル以上 5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
					危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,950,000円</u>
					危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	<u>2,270,000円</u>
					危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,550,000円</u>
					危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋	<u>5,820,000円</u>

				根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
				危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	7,070,000円
				屋内タンク貯蔵所から屋外貯蔵所	(略)
			取扱所	(略)	
(3)から(8) (略)					

提 案 理 由

議案第 4 号 常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されました。このため、常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、直近の人件費単価及び消費者物価指数などの変動を反映したことによる手数料の一部引上げとなります。

この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第5号

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)

令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,310千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,160,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
6 諸収入		58,450	6,490	64,940	
	2 雑入	58,449	6,490	64,939	
7 組合債		241,400	△ 8,800	232,600	
	1 組合債	241,400	△ 8,800	232,600	
歳入合計		7,162,710	△ 2,310	7,160,400	

2 歳出		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
4 衛生費		2,307,352	1,155	2,308,507	
	1 清掃費	2,307,352	1,155	2,308,507	
6 消防費		2,770,335	△ 9,730	2,760,605	
	1 消防費	2,770,335	△ 9,730	2,760,605	
8 予備費		397,185	6,265	403,450	
	1 予備費	397,185	6,265	403,450	
歳出合計		7,162,710	△ 2,310	7,160,400	

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	補正後
5	土木費	1 都市計画費		
		温水プール地下ピットダクトファン他緊急修繕		913
6	消防費	1 消防費		
		大型自動車免許取得補助事業		450

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6	消防費	1 消防費	10,336	消防車両購入事業	10,594

第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
水槽付消防ポンプ自動車購入事業債	63,400		3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れられる政府資金について、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	58,700		
消防ポンプ自動車購入事業債	46,300			42,700		
消防搬送車購入事業債	21,000	普通貸借又は証券発行		20,900	補正前に同じ	補正前に同じ
つくばみらい消防署庁舎改修事業債	4,100			3,900		
南守谷出張所庁舎改修事業債	2,600			2,400		

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
6 諸 収 入	58,450	6,490	64,940
7 組 合 債	241,400	△ 8,800	232,600
歳 入 合 計	7,162,710	△ 2,310	7,160,400

(単位 千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛 生 費	2,307,352	1,155	2,308,507			1,155	
6 消 防 費	2,770,335	△ 9,730	2,760,605		△ 8,800	△ 930	
8 予 備 費	397,185	6,265	403,450			6,265	
歳 出 合 計	7,162,710	△ 2,310	7,160,400	0	△ 8,800	0	6,490

(単位 千円)

2 歳入
 (款)6 諸収入 (項)2 雑入 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	58,449	6,490	64,939	1 雑入	6,490	災害廃棄物処理費用
計	58,449	6,490	64,939			

(款)7 組合債 (項)1 組合債

2 消防債	227,200	△ 8,800	218,400	1 消防債	△ 8,800	水槽付消防ポンプ自動車購入事業債 消防ポンプ自動車購入事業債 消防搬送車購入事業債 つくばみらい消防署庁舎改修事業債 南守谷出張所庁舎改修事業債	△ 4,700 △ 3,600 △ 100 △ 200 △ 200
計	241,400	△ 8,800	232,600				

3 歳出

(款)4 衛生費 (項)1 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債 その他					
1 環境セ ンター 費	2,306,022	1,155	2,307,177	0	0	1,155	12 委託料	1,155	運転管理委託料 405,608 可燃ごみ搬出処理処分委託料 △ 397,005 処分委託料 △ 8,603 災害廃棄物受入選別委託料 1,155	
計	2,307,352	1,155	2,308,507	0	0	1,155				

(款)6 消防費 (項)1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債 その他					
2 消 防 施 設 費	329,120	△ 9,730	319,390	0	△ 8,800	△ 930	12 委託料	△ 484	設計監理委託料 △ 484 つくばみらい消防署庁舎改修工 事実施設計 △ 276 南守谷出張所庁舎改修工事実 施設計 △ 208	
計	2,770,335	△ 9,730	2,760,605	0	△ 8,800	△ 930	17 備 品 購 入 費	△ 9,246	車両購入費 △ 9,246 水槽付消防ポンプ自動車 (1台) △ 4,198 消防ポンプ自動車(1台) △ 3,032 消防搬送車(1台) △ 2,016	

(款)8 予備費 (項)1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債 その他					
1 予備費	397,185	6,265	403,450			6,265		6,265	共通分	5,335
計	397,185	6,265	403,450	0	0	6,265			消防分	930

提 案 理 由

議案第 5号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）
について

令和5年度一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ231万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ71億6,040万円とするものです。

歳入では、雑入において取手市の水害に伴う災害廃棄物処理費用を取手市負担分として増額するものと、事業費確定に伴う組合債の減額をするものです。

歳出では、衛生費において焼却炉改修工事期間中のごみの外部搬出処理に伴い委託費の予算に組み替えが生じたものと取手市の水害に伴う災害廃棄物の受入選別費用を増額するもの、消防費では設計監理委託料と車両購入費の事業費が確定したことに伴う減額を行うものです。

併せて、繰越明許費において、温水プール設備の緊急修繕及び消防職員の大型自動車免許取得補助事業費を追加設定し、既設定事業を増額変更するものです。

提 案 理 由

議案第 6 号 令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

令和6年度一般会計予算は、歳入歳出総額75億5,979万8千円で、前年度と比較して、7億4,741万3千円、11%の増額であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で歳入総額に対し81.8%を占めており、前年度と比較し増額の主なものは、人件費及び土木費・消防費の建設事業費の増額により分担金及び負担金が3億5,636万9千円、6.1%の増額、国庫支出金では公園給水設備更新事業などの対象事業の増加により8,048万4千円の増額、組合債も対象事業の増加により2億5,700万円の増額であります。

歳出では、歳出総額に対し衛生費が30.9%、消防費が42.6%を占めております。前年度と比較して増額の主なものは、人件費で人事院勧告に基づく制度改正及び地域手当支給率の増に伴い1億9,262万9千円の増額、建設事業費では土木費の公園給水設備更新事業、消防費の消防本部・水海道消防署建設事業、(仮称)みらい平消防署建設事業などの実施に伴い4億9,901万円の増額であります。

議案第 7号

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めること
について

議員選出の監査委員の任期満了に伴い、その後任を選任したいので、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

同意を求める者の氏名

議員選出の監査委員 赤羽直一

提 案 理 由

議案第 7号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

常総地方広域市町村圏事務組合の議員選出の監査委員は、取手市の赤羽直一議員が選任されておりましたが、令和6年2月14日で任期満了となりました。

その後任を選任したいので地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議員提出議案第 1号

常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により提出する。

令和6年3月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合議会議長 中村 博美 様

提出者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 豊 島 葵

賛成者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 高 木 寛 房

賛成者 常総地方広域市町村圏事務組合議会議員 中 島 督 仁

常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則の一部を改正する規則

常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則（昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合規則第5号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中「第67号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「、傍聴」を「傍聴」に改める。

第3条第1項中「種類」を「種別」に改める。

第5条第2項中「及び年齢」を削る。

第9条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「異常」を「異様」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「会議」を「、会議」に、「、又は」を「又は」に改め、「ものを持っている」を削り、同号を同項第6号とする。

第10条第7号及び第11条本文中「、又は」を「又は」に改める。

第14条中「地方自治」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、<u>傍聴</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴券)</p> <p>第3条 傍聴券の<u>種別</u>は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(傍聴券への記入)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団体傍聴券（控）には、団体の名称、人員、代表者又は責任者の住所、氏名_____を記入しなければならない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>[削除]</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 異様な服装をしている者</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> 前各号に定めるもののほか、<u>会議</u>を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる_____者</p> <p>2 (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、<u>又は</u>会議の妨害となるような</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号_____）第130条第3項の規定に基づき、<u>傍聴</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴券)</p> <p>第3条 傍聴券の<u>種類</u>は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(傍聴券への記入)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団体傍聴券（控）には、団体の名称、人員、代表者又は責任者の住所、氏名<u>及び年齢</u>を記入しなければならない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> <u>精神に異常があると認められる者</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> 異常な服装をしている者</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> 前各号に定めるもののほか、<u>会議</u>を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる<u>ものを持っている者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、<u>又は</u>会議の妨害となるような</p>

行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(違反に対する措置)

第14条 _____法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(違反に対する措置)

第14条 地方自治法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

提 案 理 由

議員提出議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則の一部を改正する規則について

常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則第9条第1項第2号に傍聴席に入ることができない者として「精神に異常があると認められる者」と規定されております。

障害を理由とする差別の解消を推進し、以って共生社会の実現に資することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」においては「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と定めており、精神に異常があることを理由に傍聴を認めないことは、法の主旨に反することから当該規定を削除する改正を行うものです。また、併せて文言の整理を行うものです。

この規則は、公布の日から施行するものです。